

令和 6 年度
登米市職員採用試験(初級)実施要項
【行政、行政(障がい者)、土木、建築】

申込受付期間 令和 6 年 7 月 1 日(月)～8 月 1 日(木)

第 1 次試験日 令和 6 年 9 月 2 2 日(日)

この試験は、登米市において行政事務及び専門業務（技術）に従事する職員の採用試験です。

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職 種	採用予定 人 員	職 務 内 容
初 級 (高等学校卒業程度)	行 政	1 1 名程度	行政事務に従事しますが、税務、用地交渉、施設管理等の業務にも従事します。
	行 政 (障がい者)	1 名程度	
	土 木	3 名程度	土木工事等の設計、調査、現場指導等、専門業務に従事します。
	建 築	3 名程度	建築工事等の計画、設計、施工管理等、専門業務に従事します。

(注) 採用予定人員は現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

下記（１）の資格を有し、（２）の欠格事項のいずれにも該当しない人であれば受験できます。

（１） 資格

試験区分	職 種	受 験 資 格
初 級	行 政	平成 1 4 年 4 月 2 日以降に生まれた人
	行 政 (障がい者)	平成 1 0 年 4 月 2 日以降に生まれ、下記のいずれかの手帳等の交付を受けている人 ① 身体障害者手帳 ② 身体障害者福祉法第 1 5 条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書 ③ 労働安全衛生法第 1 3 条に規定する産業医が、②に準じた様式で作成した診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものに限る。） ④ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳

	土 木	平成１０年４月２日以降に生まれた人
	建 築	平成１０年４月２日以降に生まれた人

(２) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

３ 試験の方法

試験は、第１次試験、第２次試験、第３次試験とし、第２次試験は第１次試験の合格者に対して行い、第３次試験は第２次試験の合格者に対して行います。

(１) 第１次試験

試験区分	職種	試 験	方 法
初級	共通	教 養 試 験 (２時間)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する高等学校卒業程度の一般知能について択一式による筆記試験を行います。
		性格特性検査 (２０分)	職務遂行に必要な適性について検査します。
		作 文 試 験 (１時間)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
	土木	専 門 試 験 (１時間３０分)	数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基盤力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工に関する専門的知識について択一式による筆記試験を行います。
	建築	専 門 試 験 (１時間３０分)	数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画建築法規、建築施工に関する専門的知識について択一式による筆記試験を行います。

※ 本試験では、音声読上げ及び点字による試験はありません。

※ 第１次試験の可否は教養試験（土木及び建築は専門試験を含む。）の結果のみで決定します。
作文試験については、第１次試験時に実施しますが、評価は第２次試験において行います。（第１次試験合格者のみを対象に採点します）

(２) 第２次試験

試 験	方 法
人 物 試 験	集団面接により主として人物について試験を行います。

※ 第２次試験は、作文試験、人物試験の合計得点の結果によって評価し、可否を決定します。

(３) 第３次試験

試 験	方 法
人 物 試 験	個別面接により主として人物について試験を行います。

資 格 調 査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。
---------	---------------------------------

※ 第3次試験は、人物試験と資格調査の結果によって評価し、合否を決定します。

4 試験日時及び場所

日程や会場等が変更となる場合があります。

最新情報は市公式ホームページ「職員採用情報」にてお知らせするとともに申込者へ通知しますので、随時ご確認ください。

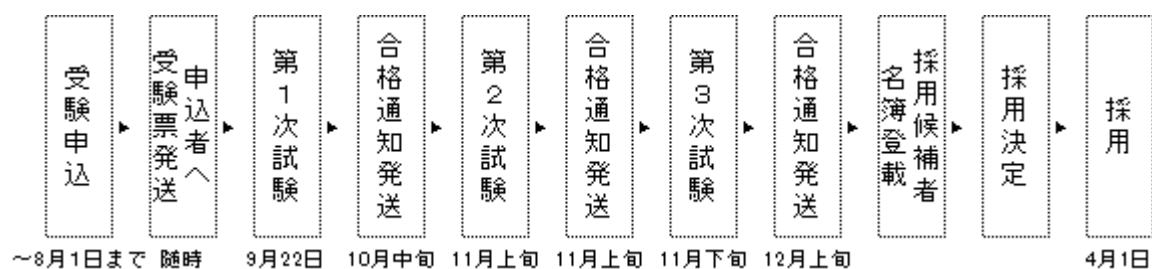
区 分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
日 時	令和6年9月22日(日) 9:00～9:30 受付 【行政、行政(障がい者)】 9:50～11:50 教養試験 12:10～12:30 性格特性検査 13:30～14:30 作文試験 【土木、建築】 9:50～11:50 教養試験 12:10～12:30 性格特性検査 13:30～15:00 専門試験 15:20～16:20 作文試験	令和6年11月上旬	令和6年11月下旬
場 所	登米市迫体育館・迫公民館	第1次試験合格者に通知します。	第2次試験合格者に通知します。

5 合格者の発表

対象合格者	合格発表日	発表方法
第1次試験合格者	令和6年10月中旬	各総合支所前掲示場及び市公式ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第2次試験合格者	令和6年11月上旬	
最 終 合 格 者	令和6年12月上旬	

6 合格から採用までの手続き

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。最終合格者全員が採用されるとは限りません。
- (2) 採用は、令和7年4月1日の予定です。
- (3) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は、採用補欠候補者として名簿登録され、欠員等が生じた場合に、必要に応じて成績順に採用を決定します。
 なお、この名簿は4月以降の採用に対するものであり、有効期間は1年間です。(原則として4月1日付採用となりますので、4月1日から勤務できることを条件とします。)



7 給与・勤務条件等

(1) 給与

職員の給与に関する条例に基づき決定されます。(下記は令和6年4月1日現在の初任給)

試験区分	給料月額	その他の手当
初 級	166,600円 (高等学校新卒者の場合)	左記の他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

※ 職務経験等がある場合は、一定の基準により調整の上、初任給が決定されます。

※ 採用前に給与改定等があった場合にはその額によります。

(2) その他の勤務条件

勤務場所	本庁、総合支所、その他市施設
勤務時間	原則として、週休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は60分)です。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。
休 暇	1年間に20日の年次有給休暇、妻の出産に関する休暇、男性職員の育児参加のための休暇、育児休業、慶弔休暇、夏季休暇、介護休暇等の制度があります。

8 受験手続及び受付期間

申込書の配布	◆ダウンロードする場合 市公式ホームページ「職員採用情報」からダウンロードできます。 ◆郵送を希望する場合 封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、必ず下記2点を同封してください。 ・宛先を明記した返信用封筒(A4版が入る大きさに120円切手を貼付したもの) ・連絡先(電話番号)を明記した任意の用紙 ◆直接取りに行く場合 登米市総務部人事課(登米市役所迫庁舎2階)又は各総合支所市民課窓口で配布します。 ※受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで
受験申込先	〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 登米市総務部人事課 電話 0220-22-2145

受付期間	令和6年7月1日（月）から令和6年8月1日（木）まで 申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。 郵便の場合は、受付期間中の消印のものに限り受け付けます。（クリックポスト等、消印のない郵便については、受付期間を過ぎてから到着した場合、受付できませんのでご注意ください。）
提出書類等	（１） 提出書類：受験申込書 １部 所定の申込書を使用してください。ダウンロードしたものを印刷して使用する場合は、白色の日本産業規格A4の用紙に印刷してください。申込書には、必要事項を記入し、申込前3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦4.5cm×横3.5cmの写真2枚を指定箇所に貼付してください。（写真がない場合は受付できません。なお、写真裏面には氏名と生年月日を記入してください。） （２） 受験料：不要 （３） 郵便申込の場合は、宛先を明記し84円切手を貼った返信用定形内封筒（長形3号）を同封してください。（料金不足となる可能性があるため、クリアファイル等に挟んでの郵送は避けてください。）

9 その他

（１） 受験申込者には受験票を交付します。

（２） 第1次試験には次のものを持参してください。

・受験票・筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)・上履き・下足入れ

※ 択一式の回答はマークシート方式です。

（３） 試験区分(職種)の複数受験について

それぞれの受験資格を満たし、試験日が異なる場合はいずれも受験できます。ただし、試験日が同一の場合(例：初級消防と初級行政)は併願できませんのでいずれかを選択してください。

（４） この試験についての問い合わせ先

登米市総務部人事課

電話 0220-22-2145

受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、84円切手を貼った宛先明記の返信用定形内封筒(長形3号)を同封してください。